

羽生市協働によるまちづくり推進事業 ガイドライン



羽 生 市

ガイドライン作成について

羽生市では、「市民参加、市民参画、市民協働」を基本理念とした『羽生市まちづくり自治基本条例』を平成22年4月1日に施行し、市民と行政が対等な関係における「協働のまちづくり」を推進しております。

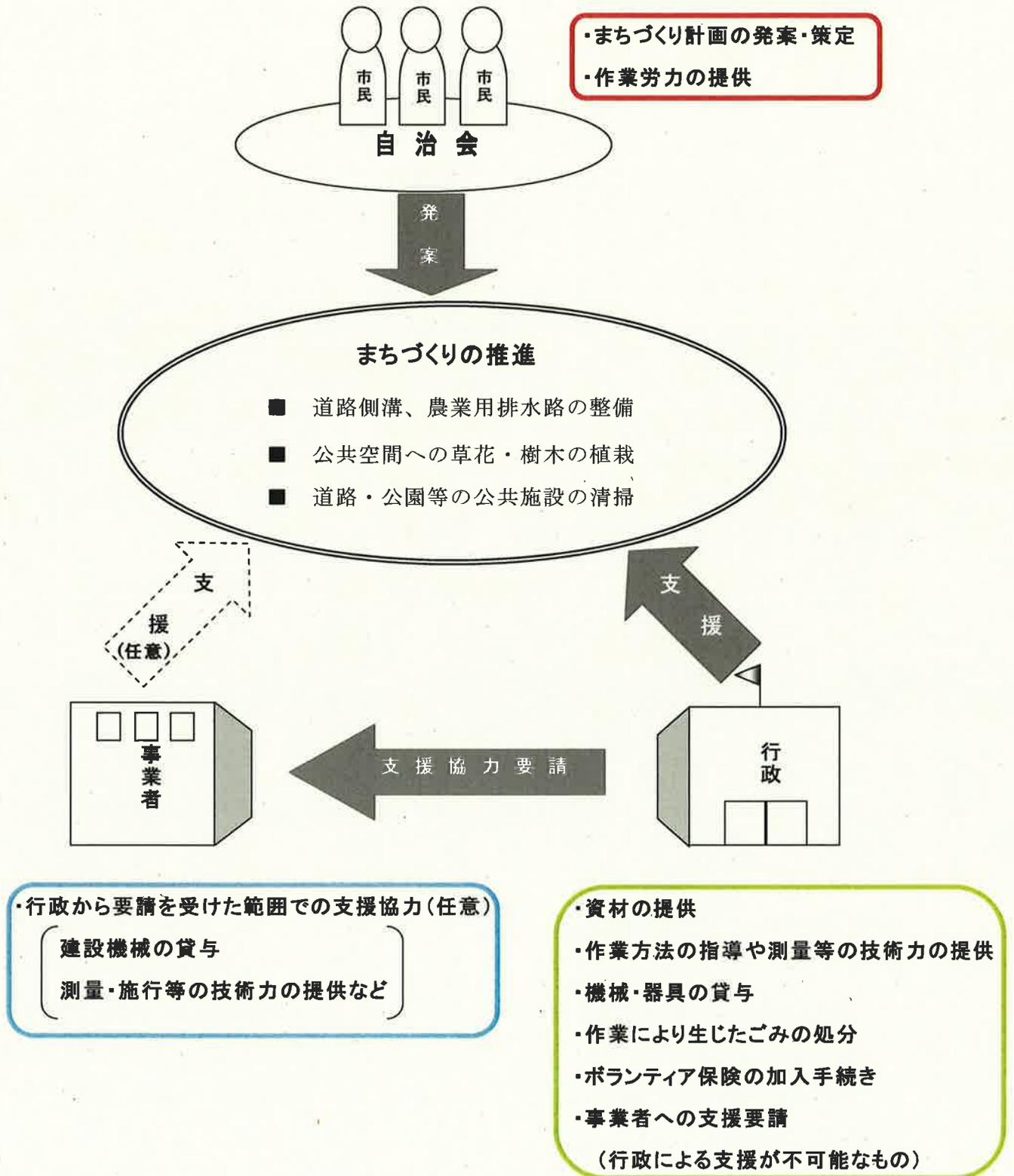
この一環として、市民の身近な生活環境の向上を図るとともに、まちづくりを通して、地域コミュニティの醸成を図ることを目的に『羽生市協働によるまちづくり推進事業』を行っており、多くの自治会の皆様に活用をいただいております。

しかしながら、自治会で事業を行うに当たり、地域住民のなかには、事業の目的や内容を把握されないまま、参加している方もおられるのが現状であります。

このガイドラインは、地域住民の皆様が、事業内容を正しく理解したうえで、事業に参加していただくために作成したものです。



1. まちづくりの役割分担



2. 対象となる事業

当事業は、市民生活に身近な環境整備事業で、かつ、営利を目的としないものであって、自治会が実施する事業に限られます。

下記の内容が事業対象となっております。

(1) 基盤整備にかかるもの

- ・道路側溝(U字溝)の設置、修繕、及び蓋掛け
- ・農業用排水路(柵渠、U字溝、塩ビ管など)の設置、修繕、及び蓋掛け
- ・路肩法面の保護(簡易土留や防草シートの設置など)
- ・待避場整備 など

(2) 環境整備にかかるもの

- ・植樹帯等公共空間への草花苗の植栽、樹木の植樹 など

(3) 環境保全にかかるもの

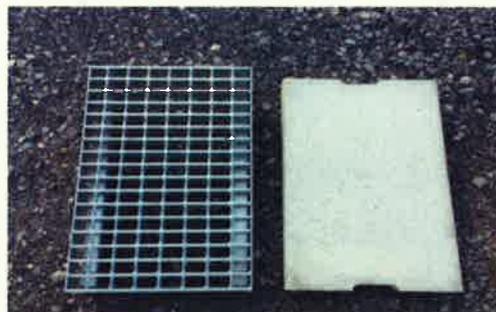
- ・道路、公園等の公共空間の清掃や除草、樹木剪定 など



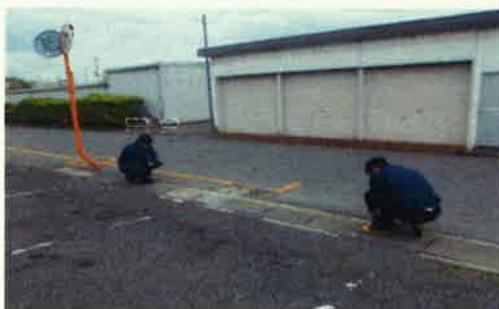
3. 支援内容

(1) 資材の提供

- ・コンクリート資材(U字溝・柵渠・塩ビ管・側溝蓋等)
- ・道路の穴埋め等に使用する砕石や常温合材
- ・水路に使用する塩ビ管
- ・道路側溝等に使用するグレーチング



(2) 作業方法の指導、測量等の技術力提供



(3) 機械、器具の貸与

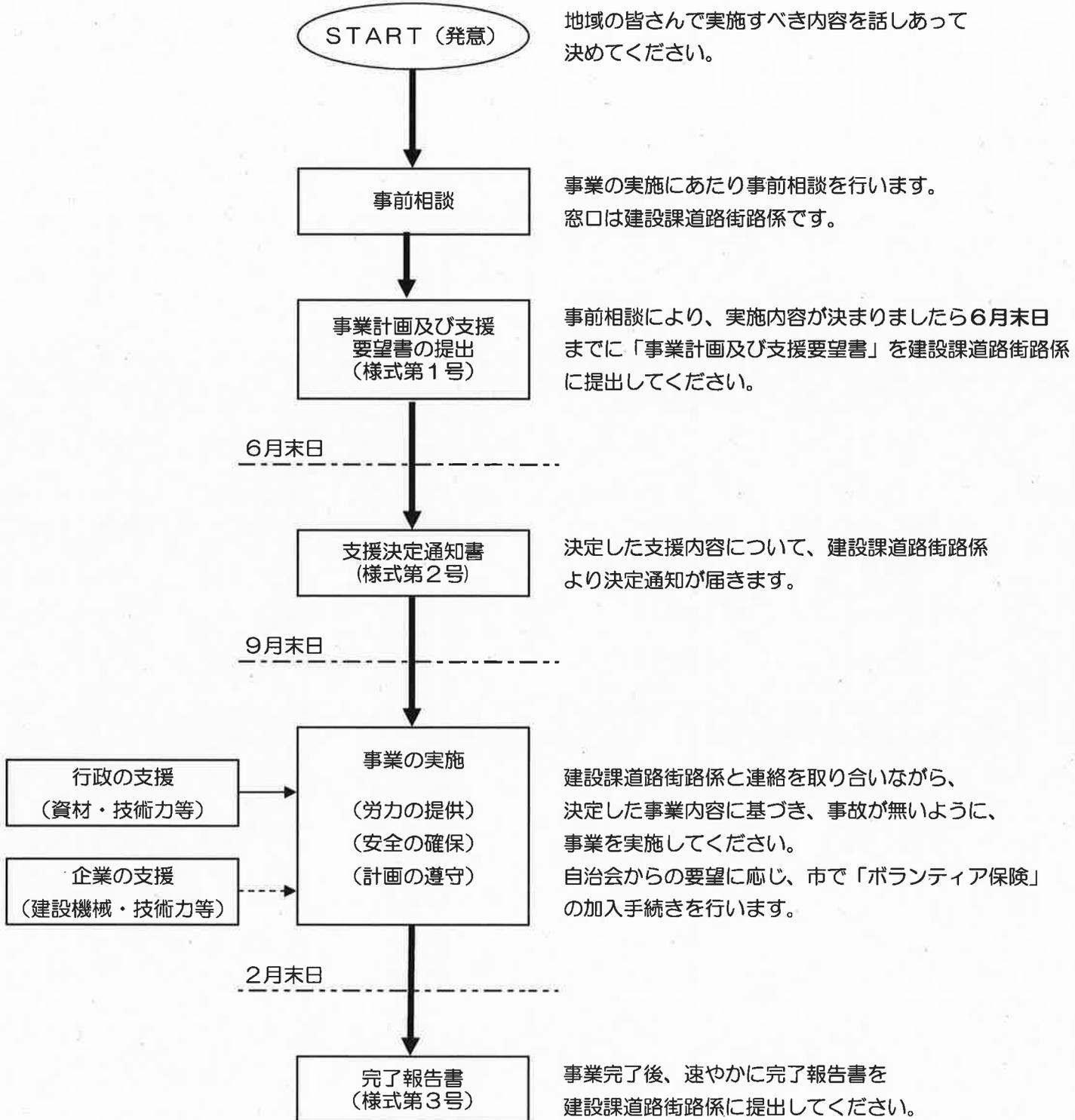
- ・側溝蓋を掛ける際に必要な蓋掛機、ボール、台車
- ・バリケードやセーフティコーン等の保安設備



(4) その他

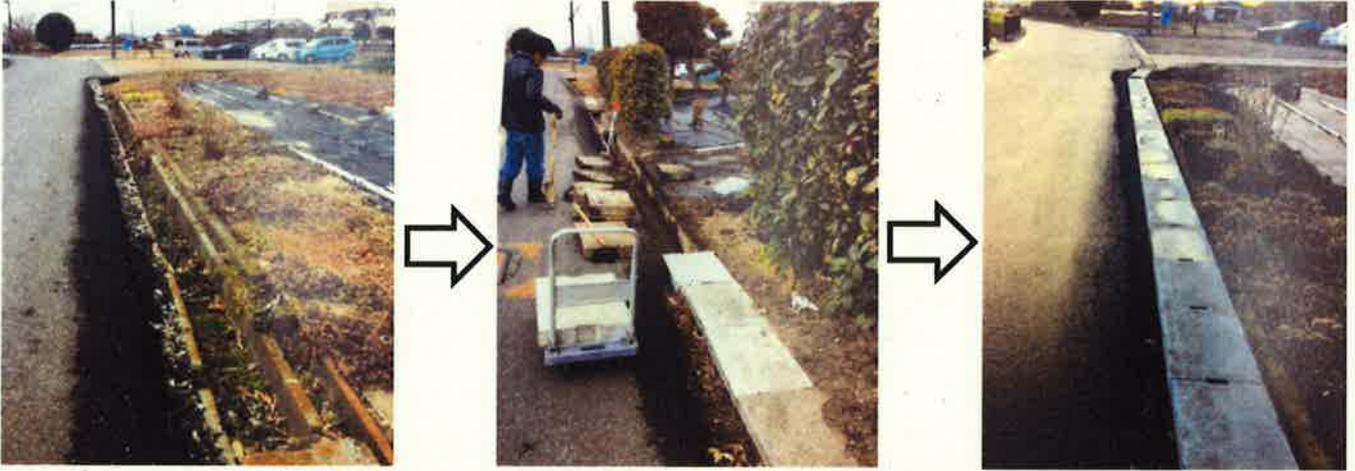
- ・作業により生じたごみの処分
(草刈、剪定により生じた雑草、木くずの処分を含む)
※建設課にて土のう袋を配布しております。
- ・ボランティア保険の加入手続き 等
※ボランティア保険加入時には、作業者名簿を提出してください。

4. 実施フロー図



5. 実施事例

例1) 道路側溝の蓋掛け



例2) 水路への塩ビ管設置



例3) 植栽



お問い合わせ先

〒348-8601

埼玉県羽生市東6丁目15番地

羽生市役所 建設課 道路街路係

代表 048-561-1121 内線255

平成29年8月策定